

印紙

## 長野県伊那文化会館自動販売機設置及び維持管理業務委託契約書（案）

委託者 長野県伊那文化会館長 北沢 理光（以下「甲」という。）と受託者  
（以下「乙」という。）は、次の条項により、自動販売機設置業務に関する委託契約を締結する。

### （総則）

- 第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。  
2 乙は、この契約の履行に際して知り得た秘密を漏らしてはならない。

### （委託業務）

- 第2条 委託業務の名称及び内容は、次のとおりとする。
- 業務の名称 長野県伊那文化会館自動販売機設置及び維持管理業務委託
  - 業務の内容 自動販売機3台の設置及び維持管理
  - 遵守事項 設置及び維持管理にあたっては、別紙記載の「自動販売機の規格及び条件並びに遵守事項」を遵守しなければならない。

### （委託期間）

- 第3条 委託業務の履行期間は、令和6年(2024年)4月1日から令和11年(2029年)3月31日までとする。

### （販売手数料）

- 第4条 販売手数料は、金 円とする。  
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円）

ただし、各事業年度の内訳は次のとおりとする。

対象年度	契約金額の内訳
令和6年(2024年)度	円 (うち、消費税 円)
令和7年(2025年)度	円 (うち、消費税 円)
令和8年(2026年)度	円 (うち、消費税 円)
令和9年(2027年)度	円 (うち、消費税 円)
令和10年(2028年)度	円 (うち、消費税 円)

（注）「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方消費税法第72条の7第3号及び第72条83の規定により算出したもので委託料に110分の10を乗じて得た額である。なお、税率の変更の際は、都度変更契約書を交わすものとする。

(販売手数料の支払)

第5条 乙は、甲の発行する請求書により、毎年4月30日までに、その年度に属する販売手数料を甲に支払わなければならない。ただし、当該年度の納入期限前までに委託期間が終了（解約等を含む。以下同じ。）した場合は、甲の指定する期日までに支払うものとする。

(延滞金)

第6条 乙は、前条に定める納入期限までに、販売手数料を支払わないときは、納入期限の翌日から支払った日までの期間について、年2.5パーセントの割合により計算した金額を延滞金として甲に支払わなければならない。

(電気料及びその支払)

第7条 乙は、設置する自動販売機ごとに電気使用量を計測するメーターを甲の指示するところにより設置しなければならない。

- 2 甲は、前項のメーターにより自動販売機に係る電気使用量を計測し、電気料を計算するものとする。
- 3 乙が第1項のメーターを設置しない場合は、甲が別途定める方法により電気料を算定するものとする。
- 4 乙は、甲の発行する請求書により、納期限までに、前項の電気料を甲に支払わなければならない。

(費用負担)

第8条 自動販売機の設置、維持管理及び撤去に要する費用は、乙の負担とする。ただし、第18条第2号の規定により撤去する場合は、この限りではない。

- 2 前条第1項に定めるメーターを設置する費用は、乙の負担とする。

(瑕疵担保等)

第9条 乙は、この契約締結後、自動販売機を設置する区画に数量の不足又は隠れた瑕疵のあることを発見しても、甲に対し、販売手数料の減免若しくは損害賠償の請求をすることができない。

- 2 乙は、自動販売機を設置する区画が、その責に帰することのできない事由により滅失又は損傷した場合は、当該滅失又は損傷した部分につき、甲の認める金額の減免を請求することができる。

(権利義務の譲渡、承継)

第10条 乙は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡又は承継させてはならない。ただし、甲が特別の理由があると認め、あらかじめこれを承諾した場合は、この限りでないものとする。

(再委託の禁止)

第11条 乙は、本契約に基づく自動販売機の設置及び管理運営に必要な一切の業務を第三者に委託してはならない。

(商品等の盗難又は損傷)

第12条 甲は、設置された自動販売機並びに当該自動販売機で販売する商品及び当該自動販売機内の金銭の盗難又は損傷について、甲の責に帰することが明らかな場合を除き、その責を負わない。

(自動販売機の損壊等による被害の補償義務)

第13条 乙は、自動販売機が、第三者に損害を与えた場合は、甲の責に帰すべき事由によるものを除き、その賠償の責を負うものとする。

(滅失又は損傷の通知)

第 14 条 乙は、業務に関して施設の全部又は一部が滅失又は損傷した場合は、直ちにその状況を甲に通知しなければならない。

(実地調査等)

第 15 条 甲は、委託期間中、必要に応じて乙に対し、売上げ状況等について所要の報告若しくは資料の提出を求め又は実地に調査することができる。この場合、乙は、その調査を拒み若しくは妨げ又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(契約内容の変更)

第 16 条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務内容を変更することができる。

- 2 前項の場合、必要があると認められるときは、甲乙協議の上、委託料、履行期間その他の契約内容を変更するものとする。
- 3 甲は、第 1 項の変更により乙に損害を与えたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(違約金)

第 17 条 乙は、次の各号の一に該当するときは、当該各号に定める金額を違約金として甲に支払わなければならない。ただし、その該当するに至った事由が乙の責に帰することができないものであると甲が認めるときは、この限りではない。

(1) 第 2 条に定める「自動販売機の規格及び条件並びに遵守事項」に違反したとき（第 2 号に該当するときは除く。）又は第 15 条に定める義務に違反して甲の実地調査を拒み若しくは妨げたとき 委託料の 1 割に相当する金額

(2) 第 10 条及び第 11 条に定める義務に違反したとき 委託料の 3 割に相当する金額

- 2 前項に規定する違約金は、違約罰であって、第 19 条に定める損害賠償の予定又はその一部としないものとする。

(契約解除)

第 18 条 甲は、次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができるものとする。

(1) 乙が、その責に帰すべき事由により、第 3 条に規定する期間内に委託業務を完了しないとき又は完了することができないことが明らかと認められるとき。

(2) 長野県が公用、公共用、公益事業又は長野県の企業の用に供するため設置場所を必要とするとき。

(3) 乙が、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者（以下「暴力団等」という。）に該当する旨の通報を警察当局から甲が受けた場合。

(4) 前号の場合のほか、乙がこの契約に違反したとき。

(損害賠償)

第 19 条 乙は、その責に帰する事由により自動販売機を設置する区画の全部又は一部を滅失又は損傷したときは、その滅失又は損傷による損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。ただし、甲が認める方法により原状に回復した場合は、この限りでない。

2 前項に規定する場合のほか、乙は、本契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

3 甲が前条第 2 号の規定により本契約を解除した場合において、乙に損害が生じたときは、乙は、甲に対しその補償を請求できるものとする。

(契約の費用)

第 20 条 この契約に要する費用は、乙の負担とする。

(暴力団等からの不当介入に対する報告及び届出の義務)

第 21 条 乙は、当該契約に係る業務の遂行に当たり暴力団等から不当な要求を受けたときは、遅滞なく甲に報告するとともに、所轄の警察署に届けなければならない。

(疑義の解決)

第 22 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じたときは、甲乙が協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、契約書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

平成 31 年 4 月 1 日

甲 住所 長野県伊那市西町 5 7 7 6 番地  
氏名 長野県伊那文化会館  
館長 北沢 理光 ⑩

乙 住所  
氏名

⑩

## 自動販売機の規格及び条件並びに遵守事項

## 1 自動販売機の規格及び条件

## (1) 規格

設置面積内に自動販売機・転倒防止器具・放熱余地・回収ボックスの全てが収まる大きさの自動販売機とする。

## (2) 環境対策

設置する自動販売機は、省エネルギー、ノンフロン対応等の環境負荷を低減した機種とする。

## (3) デザイン等

デザイン、外観色については、設置場所への景観配慮に努めるものとする。

## (4) 販売品目等

販売品目	内容量等	単価
清涼飲料 (缶・ペットボトル)	缶 350ml 以下 ペットボトル 500ml 以下	定価 以下 定価 以下

## 2 遵守事項

## (1) 安全対策

- ① 転倒防止「自動販売機の据付基準」(JIS 規格)及び「自動販売機据付基準マニュアル」(日本自動販売機工業会作成)を遵守した措置を講じるものとする。
- ② 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等を遵守するとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は、遅滞なく手続き等を行うものとする。

## (2) 使用済み容器の回収

- ① 回収ボックスは、原則として自動販売機1台に2個、貸付面積を超えない範囲で自動販売機脇に設置する。
- ② 回収ボックスの規格
  - ア 素材は、プラスチック製又は金属製とする。
  - イ 回収頻度と回収量を考慮し、回収ボックスから空き缶等の使用済み容器が溢れたり、周囲に散乱しないよう、十分な収容容積をもったものとする。
  - ウ 使用済み容器投入口は、紙等の一般ごみが入りにくい形状を有するか、そのための仕掛けのあるものとする。

## (3) 自動販売機の管理運営

- ① 設置者は、商品の補充、賞味期限の確認、売上金の回収及び釣り銭の補充など自動販売機の維持管理を適切に行うものとする。
- ② 設置者は、自動販売機に故障時等の連絡先を明記するとともに、故障、問い合わせ及び苦情等について、責任もって対応する。